



民生委員制度は今年で創設100周年です

みなさんのお住まいの地区には必ず民生委員・児童委員がいます。地区の民生委員・児童委員を知りたい場合は、秋田市民生児童委員協議会(市役所2階の福祉総務課地域福祉推進室内)へお問い合わせください。

☎(888)5661・FAX(888)5658・Eメール ro-wfmn@city.akita.akita.jp

民生委員
児童委員

あなたのまちの
安心を支えます

秋田市には民生委員・児童委員が697人います

お気軽にお声掛けください！



10月13日の秋田市社会福祉大会に参加された民生委員・児童委員のみなさん

誰もが住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう支援します

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。全国共通の制度として、約23万人が全国各地のまちでも活動しています。その目的は、誰もが住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう支援し、安心して暮らせる地域社会づくりを進めることです。

民生委員・児童委員は、地域に暮らすみなさんの身近な相談相手として、生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そして、その課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になります。

また、地域に目を向け、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者がいる世帯、子どもたちの見守り活動なども行っています。

課題を解決できるよう
寄り添います



民生委員・児童委員を簡単に言うと、「福祉のことを知っている近所の人」です。専門的な技能や資格を持っているわけではなく、相談内容に応じて、必要な支援を受けられる専門機関などにつなぎ、課題を解決できるよう「寄り添い」ます。そのために行政や社会福祉協議会、学校などさまざまな機関と連携しています。

なお、民生委員になることができる人は、民生委員法に定められていて、市町村ごとに設置される推薦会で、地域住民の中で、社会福祉に熱意のある方が選ばれます(任期は3年)。

地域に広がる緑の輪



秋田市緑化コンクール

今年度の秋田市緑化コンクールの入賞が、審査の結果、次のとおり決まりました。

秋田市民憲章推進協議会事務局

☎(888)5653

* 名称の後の()は地区協議会名。

秋田市長賞

三千刈東町内会(寺内小・上の写真)

秋田市教育長賞

浜田小学校(浜田)

秋田市緑化推進委員会委員長賞

佐々木徳子さん(雄和)

審査員特別賞▶工藤光子さん(御所野)、小又の里(上新城)

特別優秀賞▶田中陽子さん(旭南)、鎌田桂子さん(広面)、ななかまどクラブ(御所野)、外旭川中学校(外旭川)、飯島南小学校(飯島)、賛成福祉会(太平)、向野自治会(雄和)

優秀賞▶水口町内会(外旭川)、目長田町内会(仁井田)、愛宕下西丁親交会(築山)、館越町内有志(太平)、栄町環境・花壇部(土崎)、古町・神田町内会(太平)、太平小学校(太平)、萱ヶ沢自治公民館(雄和)、中の沢老人クラブ(雄和)、堰越睦会(外旭川)

優良賞▶仁井田仲谷地町内会(仁井田)、泉大橋本町町内会(泉)、御野場楽生会(四ツ小屋)、旭クラブ(旭川)、水口子供会(外旭川)、石田坂町内会(豊岩)、牛島東六丁目町内会(牛島)、四ツ場町内会(四ツ小屋)、石川日出子さん(広面)、旭南小学校(旭南)、将四ガーデン・黎明(土崎)、秋田県千秋学園(新屋勝平)、新波自治会(雄和)、御野場南町内会(四ツ小屋)、梶ノ目第一団地町内会(外旭川)



「プライバシーが侵害される」「かまってほしくない」と、訪問を断るかたもいらっしゃいます。民生委員・児童委員には法律による「守秘義務」があり、相談内容が他の人に伝わることはありませんので、安心してご相談ください。

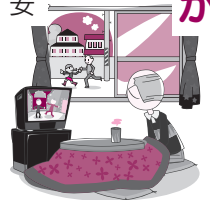
また、あなた自身のことでもなく、ご近所で「毎晩、怒鳴り声と子ども泣き声をするけど虐待かしら?」「○○さん、最近姿を見かけないけど大丈夫かしら?」と感じた場合なども、民生委員・児童委員にお声掛けください。あなたが民生委員・児童委員に連絡することで、早期の対応が可能になります。

「ご自身のこと、あなたの周りのこと、ためらわずにご相談を」

こんな悩みはありませんか

生活の不安

- ・ひとり暮らしでさみしい
- ・高齢者二人で、何かあった時に不安
- ・災害が起こった時、避難するのを助けて欲しい



育児のこと

- ・子育てのことで相談できる人がいない
- ・子育てがうまくいかなくて不安
- ・子どもを叩いてしまいそう

介護のこと

- ・介護ばかりで自分の時間がない
- ・介護保険はどうやって使うの?
- ・おじいちゃんのために住宅を改修したいけど、お金がない



福祉サービスのこと

- ・困り事をどこに相談していいのかわからない
- ・障がい者手帳を申請したい
- ・配食サービスを使いたい

近所で気になることはありませんか

- ・○○さんの家に何日分も新聞がたまっている
- ・○○さんが、送りつけ商法の被害にあっているみたい
- ・○○さんの年金が同居の親族に使い込まれているみたい
- ・○○さんの家の怒鳴り声と子どもの泣き声がすごい
- ・○○さんの子どもが何日も服を替えていない



民生委員・児童委員にご相談を!